

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握  
並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）の一部を改正する規程 新旧対照条文

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20161005商局第1号 平成28年10月25日 改正 20170406商局第2号 平成29年4月28日 改正 <u>20201218保局第4号</u> <u>令和2年12月24日</u></p> <p>ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p>電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。 なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p> <p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）</p>	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20161005商局第1号 平成28年10月25日 改正 20170406商局第2号 平成29年4月28日</p> <p>ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之</p> <p>電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。 なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p> <p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）</p>

改正後	改正前
<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があった場合の変更届出 変更届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。 変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。</p> <p>一 ～四 (略)</p> <p>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(平成27年3月31日。以下「課電洗浄手順書」という。)1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電自然循環洗浄法による洗浄処理(以下「課電洗浄」という。)を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</p> <p>5. ～8. (略)</p> <p>9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出 上記3.の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、課電洗浄手順書の<u>図1</u>に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。 (1)(A)の行程において廃止届出を行う場合 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位(以下「未洗浄の洗浄可能部位」という。)、<u>課電洗浄手順書の1.(1)で定める濃度超過部位</u>(以下単に「濃度超過部位」という。)及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位(以下「未測定の部位」という。)がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>10.、11. (略)</p> <p>附 則 1. この標準実施要領は、公布の日から施行する。 2. 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20120919 商局第17号)」は、平成28年10月25日限り、廃止する。</p> <p>附 則(20170406 商局第2号) この標準実施要領は公布の日から施行する。</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があった場合の変更届出 変更届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。 変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。</p> <p>一 ～四 (略)</p> <p>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(平成27年3月31日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室、同省商務流通保安グループ電力安全課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。<u>以下「課電洗浄手順書」という。)</u>1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電自然循環洗浄法による洗浄処理(以下「課電洗浄」という。)を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</p> <p>5. ～8. (略)</p> <p>9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出 上記3.の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、課電洗浄手順書の<u>図1-1</u>に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。 (1)(A)の行程において廃止届出を行う場合 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位(以下「未洗浄の洗浄可能部位」という。)、<u>使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度が5mg/kgを超える部位</u>(以下「濃度超過部位」という。)及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位(以下「未測定の部位」という。)がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>10.、11. (略)</p> <p>附 則 1. この標準実施要領は、公布の日から施行する。 2. 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20120919 商局第17号)」は、平成28年10月25日限り、廃止する。</p> <p>附 則(20170406 商局第2号) この標準実施要領は公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="159 193 607 256"><u>附 則（20201218保局第4号）</u> <u>この標準実施要領は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="152 288 300 316">(別表) (略)</p>	<p data-bbox="1144 288 1292 316">(別表) (略)</p>